

○水循環保全条例解釈基準（開発行為の届出）

第 18 条第 1 項 届出が必要な行為、届出事項

第 16 条第 1 項の水源保全地域内において、土石の採取その他の規則で定める土地の形質の変更又は地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるもの（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、当該開発行為に着手しようとする日の 2 月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 開発行為を行おうとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 開発行為を行おうとする土地の区域の位置及び規模
- (3) 開発行為の内容
- (4) 健全な水循環を保全するために講ずる措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

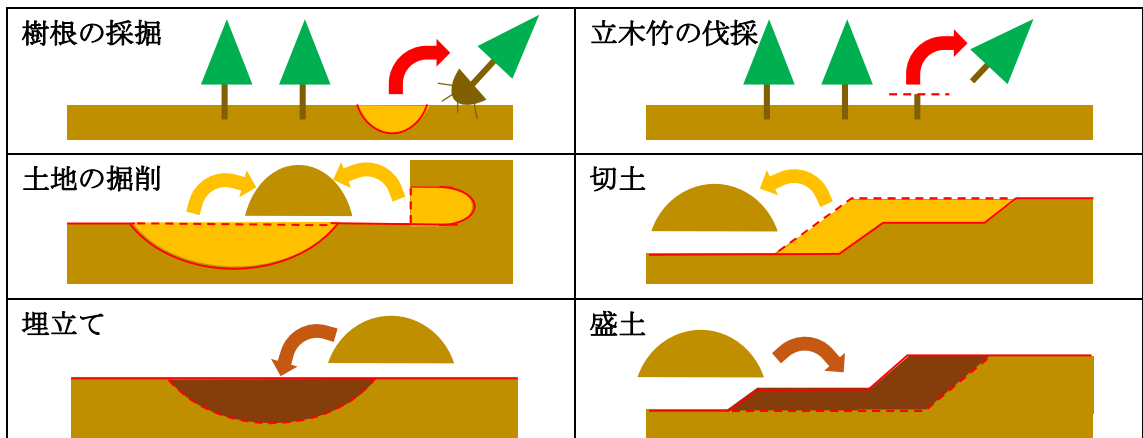
1 土石の採取その他の規則で定める土地の形質の変更

「土石の採取その他の規則で定める土地の形質の変更」は、施行規則第 5 条第 1 項に規定されている行為をいう。

（規則第 5 条第 1 項）

条例第 18 条第 1 項の規則で定める土地の形質の変更は、土石の採取、鉱物の掘採、樹根の採掘、土地の掘削、切土、埋立て、盛土、開墾及び宅地の造成とする。

- ①土石の採取：土石（砂利を含む）を採ること
- ②鉱物の掘採：鉱物（岩石を含む）を採ること
- ③樹根の採掘：樹木を根ごと掘り採ること、又は根株を掘り採ること
- ④土地の掘削：平坦な土地を掘ること
- ⑤切 土：土地を削り取り、平坦にしたり、周囲より低く造成したりすること
- ⑥埋 立 て：周辺地盤より低い窪地等を埋め立てること
- ⑦盛 土：周辺地盤より高くなるよう土砂等を盛り、その形状の変更の予定がないもの
- ⑧開 墾：山野を切り開いて耕地にすること
- ⑨宅地の造成：宅地以外の土地を宅地にすること、又は宅地の土地の形質を変更すること



2 地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるもの

- (1) 「地下水を採取するための設備の設置その他の行為で規則で定めるもの」は、施行規則第5条第2項に規定されている行為をいう。

(規則第5条第2項)

条例第18条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 地下水又は地表水を取水するための設備の設置
- (2) 建物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (3) 立木竹の伐採

- (2) 「地下水又は地表水を取水するための設備」は、以下のものをいう。

- ・地下水を汲み上げる井戸並びにポンプ設備等及び付帯設備
- ・地表水を取水するための取水工（堰、取水口等）、貯水池、用水路等

- (3) 立木竹の伐採は、土地の利用目的を変更するために木又は竹を伐採することをいう。伐採後に再造林する、又は天然更新する場合はこれに当たらない。

3 開発行為に着手しようとする日の2月前まで

- (1) 着手とは、条例第18条第1項に規定する行為を開始することをいい、当該行為を実施するための準備（起工測量や現地調査等）を開始することではない。

- (2) 「2月前」とは、2月前の応当する日。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ① 応当する日が閉庁日（土・日・祝日及び年末年始）の場合は、直後の開庁日
- ② 応当する日が存在しない場合（31日など）は、2月前の月の末日

表1 2月前の例

着手予定日	提出期限	考え方
令和5年12月5日(火)	令和5年10月5日(木)	2月前の応当日（原則）
令和5年12月1日(金)	令和5年10月2日(月)	2月前の応当日が閉庁日の場合は、直後の開庁日（①のケース）
令和6年2月29日(木) ～3月3日(月)	令和6年1月4日(木)	
令和6年1月31日(水)	令和5年11月30日(木)	2月前の応当日が存在しない場合は、2月前の月の末日（②のケース）
令和6年4月30日(火)	令和6年2月29日(木)	
令和7年4月29日(火) ～4月30日(水)	令和7年2月28日(金)	

4 規則で定めるところにより、次に定める事項を知事に届け出なければならない

- (1) 水源保全地域内開発行為届出書（様式第3号）を1部提出する。

(規則第5条第3項)

条例第18条第1項の規定による届出は、水源保全地域内開発行為届出書（様式第3号）を提出して行うものとする。

(2) 条例第 18 条第 1 項第 5 号の「規則で定める事項」は、以下のとおり。

(規則第 5 条第 5 項)

条例第 18 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開発行為の目的
- (2) 開発行為を行おうとする土地の地目
- (3) 開発行為を行おうとする者が法人である場合にあっては、担当者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
- (4) 開発行為の着手及び完了の予定年月日
- (5) 開発区域の周辺地域の住民に対する開発行為の周知の方法

(3) 届出書には、①から⑩までの書類をそれぞれ **2 部**添付する。

(規則第 5 条第 4 項)

前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を 2 部添付するものとする。

- (1) 水源保全地域内開発行為概要書（様式第 4 号）
- (2) 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書（様式第 5 号）
- (3) 開発行為を行おうとする土地の区域（以下「開発区域」という。）の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (4) 開発区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
- (5) 開発行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに開発行為の施行方法を示した書類
- (6) 開発行為が完了した時における開発区域及びその付近の地形図及び柱状断面図又は地質断面図並びに植生の復元に関する計画を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の図面

①水源保全地域内開発行為概要書（様式第 4 号）

公告・縦覧用の書類として使用するもの

②水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置計画書（様式第 5 号）

工事中及び工事後に生じうる影響、影響軽減のための対策を具体的に記載すること

③開発区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図

地図等（道路地図等も可）に、開発行為を行う土地の位置を記載したもの

※1/50,000 より詳細で、開発を行う位置及び範囲が特定できるものとする

④開発区域及びその付近の状況（現況）を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図

下記のいずれかの方法により作成した図面

ア 空撮写真（ドローン等で独自に撮影したものも可）

イ 地図等に現況写真を貼り付けたもの

※イの場合、写真の撮影地点が分かるよう図中に示すこと

⑤天然色写真

全景及び主な箇所を撮影したもの

ア 地表面の状況が把握できるものとする

イ 主な箇所の写真には、簡単な施行後のイメージ図を示すこと

⑥開発行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

本体工事に係るもので、施行内容を明確にした図面

※立面図及び構造図は、「地下水又は地表水を取水するための設備の設置」又は「建物その他の工作物の新築、改築又は増築」を行う場合のみ必要

⑦開発行為の施行方法を示した書類

工事計画（工期、工程）及び工事方法を示す資料又は図面であり、以下に例示するもの等
ア 工程表、施工計画書等（写し可）

イ 河川や地下水に影響が生じるおそれのある水替工や河川締切等の仮設構造物や、伐採範囲等を示す図面

⑧開発行為が完了した時における開発区域及びその付近の地形図

土工横断面図、3次元図面等、開発後の地形が分るもの

⑨柱状断面図又は地質断面図

地下水の状況を把握できる図面

ア 地下水取水設備を設置する場合及び重要構造物^{※1}を設置する場合以外は添付不要

イ 近隣で過去に実施したボーリング調査の柱状断面図^{※2}、地質断面図を添付してもよい

ウ ボーリング調査を実施しておらず、かつイに示すいずれの図面も準備することが困難な場合は、水資源課に相談すること

^{※1} 重要構造物

- ①高さが 5 m 以上の鉄筋コンクリート擁壁
- ②内空断面積が 25m² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類
- ③橋梁上・下部工
- ④トンネル
- ⑤高さが 3 m 以上の堰・水門・樋門

^{※2} 近隣のボーリングデータを活用する場合、静岡地質情報マップからダウンロード可能

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?z=10&ll=35.185871%2C138.461567&t=roadmap&mp=2&op=70&vlf=-1>

⑩植生の復元に関する計画を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の図面

立木竹の伐採又は植生の移植等を伴わない場合は添付不要（作成例は p. 30 参照）

※⑥～⑩のうち全部又は一部を、一つの図面にまとめてもよい

この場合、各図面が⑥～⑩のどの書類に該当するのかを明確にすること

(4) 届出の方法としては以下の 3 つがある。

ア 静岡県くらし・環境部環境局水資源課に届出書を持参（届出書は 1 部、添付書類は各 2 部）

イ 静岡県くらし・環境部環境局水資源課に届出書を郵送（届出書は 1 部、添付書類は各 2 部）

郵便番号：420-8601

所在地：静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁西館 6 階）

ウ ふじのくに電子申請サービスで入力

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/1055270.html#group2>

第 18 条第 2 項 届出が不要となる場合（適用除外）

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が開発行為を行う場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として開発行為を行う場合
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項の許可その他の法令又は条例に基づく許可等の処分又は届出等の行為を要する開発行為であって規則で定めるものを行う場合
- (4) 農業、林業又は漁業を営むために開発行為を行う場合
- (5) 自己の居住の用に供する住宅の新築、増築、改築、移転又は撤去のために開発行為を行う場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

1 国又は地方公共団体

- (1) 地方公共団体は、普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合^{※1}、財産区）である。
- (2) 公社、認可法人、独立行政法人、特殊法人^{※2}は、国又は地方公共団体ではない。

※1…地方自治法第 284 条第 3 項の一部事務組合等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/shichozaisei/1040993/1012120.html>

※2…総務省の「所管府省別特殊法人一覧」に記載された法人（令和 5 年 4 月 1 日時点：34 法人）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000876791.pdf

2 非常災害のために必要な応急措置

非常災害に伴い、当面の被害拡大の抑止や機能維持のために必要な以下のような行為をいう。

- (1) 破損した施設等の原型復旧
- (2) 崩落した土砂等の復旧又は撤去
- (3) 二次災害又は施設の再度の被災を防止するための新たな施設の設置又は現施設の増強
- (4) 被災箇所の迂回のための通行路の整備

3 森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可その他の法令又は条例に基づく許可等の処分又は届出等の行為を要する開発行為

表 2 のとおり。

4 農業、林業又は漁業を営むために開発行為を行う場合

農業、林業又は漁業を営むために直接必要な開発行為を行う場合をいい、以下に示す開発行為を行う場合が該当する。

- (1) 土地の形質の変更のうち、以下に該当するものをいう。
 - ア 農地造成又はほ場整備のための土地の形質の変更
 - イ 農道、林道等（作業道を含む）の整備のための土地の形質の変更
- (2) 地下水又は地表水を取水するための設備の設置のうち、以下に該当するものをいう。
 - ア 農業用水として利用する採水設備の整備
 - イ 養魚用水として利用する採水設備の整備

- (3) 工作物の新築、改築及び増築のうち、以下に該当するものをいう。
- ア 生産活動に使用する資機材を収納し、又は生産物を保存するための倉庫等の設置
 - イ 農道、林道等（作業道を含む）の舗装及び付帯構造物の設置
 - ウ 農業用排水施設の設置
 - エ 漁業のための船舶係留施設等の整備
 - オ 農林漁業の被害を防止する擁壁、土留等の整備
 - カ 漁場保全のための森づくりに係る砂防施設等の整備

- (4) 立木竹の伐採のうち、以下に該当するものをいう。

- ア (1)から(3)の行為に伴う立木竹の伐採
- イ 木材生産又は森林の更新のための伐採
- ウ 樹木の育成のための間伐

※(1)から(4)以外で、「農業、林業又は漁業を営むために開発行為を行う場合」に該当すると認められる可能性のある場合については、静岡県くらし・環境部環境局水資源課に確認すること。

5 自己の居住の用に供する住宅の新築、増築、改築、移転又は撤去

- (1) 自己の居住の用に供する住宅とは、自らの生活の本拠として使用するものをいう。
- (2) 住宅の敷地内に存在する簡易な工作物（倉庫、駐車場等）はこれに含む。
- (3) 別荘、賃貸住宅、店舗兼住宅はこれに含まない。

6 規則で定める場合

- (1) 施行規則第5条第7項に規定する以下の場合をいう。
- (2) 第1号の「対象事業」は、環境影響評価法第2条2項の第一種事業及び同条第3項の第二種事業（第4条第3項第1号の措置がとられたもの）をいう。
- (3) 第2号の「協定」は、自然環境保全協定をいう。
- (4) 第3号の「対象事業」は、環境影響評価法第2条2項の第1種事業及び同条第3項の第2種事業（第8条第3項第1号の措置がとられたもの）をいう。
- (5) 第4号の「産業廃棄物処理施設等」は、産業廃棄物処理施設及び肥料飼料製造処理施設（静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第2条に規定するものに限る）をいう。
- (6) 第5号の「電柱、標識、柵、観測設備、消防設備」は表3、「これらに類する軽易な工作物（例）」は、表4のとおり。
- (7) 第6号の「建物その他の工作物の補修その他の通常管理行為（例）」は表5のとおり。

（規則第5条第7項）

条例第18条第2項第6号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する開発行為を行う場合
- (2) 静岡県自然環境保全条例第24条第1項の協定を締結して開発行為を行う場合
- (3) 静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する開発行為を行う場合
- (4) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第2条第5条に規定する産業廃棄物処理施設等の同条例第20条第1項に規定する設置等に該当

する開発行為（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可又は同法第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する変更の許可を要するものを除く。）を行う場合

(5) 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する軽易な工作物の新築、改築又は増築を行う場合

(6) 建物その他の工作物の補修その他の通常管理行為を行う場合

表2 森林法第10条の2第1項の許可その他の法令又は条例に基づく許可等の処分又は届出等の行為を要する開発行為の具体的内容

条文	左記の許可手続等
・森林法第10条の2第1項若しくは第34条第1項若しくは第2項の許可又は同法第10条の8第1項の規定による届出（伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合におけるものを除く。）若しくは同法第34条の2第1項若しくは第34条の3第1項の規定による届出を要する開発行為	民有林開発行為許可 民有林伐採届※ 保安林伐採許可 保安林土地形質変更許可 保安林択伐届出 保安林間伐届出
・温泉法第3条第1項又は第11条第1項の許可を要する開発行為	土地の掘削の許可 増掘又は動力の装置の許可
・文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可又は同法第43条の2第1項、第64条第1項、第127条第1項若しくは第139条第1項の規定による届出を要する開発行為	重要文化財現状変更許可 重要文化財修理届出 登録有形文化財の現状変更の届出 史跡名勝天然記念物現状変更許可 史跡名勝天然記念物復旧届出 重要文化的景観変更届出
・採石法第33条の認可を要する開発行為	採石採取計画認可
・都市公園法第5条第1項又は第6条第1項の許可を要する開発行為	都市公園施設設置許可 都市公園占用許可
・自然公園法第10条第3項の認可、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の許可又は同法第20条第6項後段、第21条第6項後段若しくは第33条第1項の規定による届出を要する開発行為	国立公園事業の執行認可 特別地域内行為許可 特別保護地区内行為許可 特別地域内行為届出 特別保護地区内行為届出 普通地域内行為届出
・地すべり等防止法第18条第1項の許可を要する開発行為	地すべり防止区域内行為許可
・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可又は同法第21条第1項、第27条第1項若しくは第40条第1項の規定による届出を要する開発行為	宅地造成等工事規制区域内の宅地造成工事許可 特定盛土等規制区域内の特定盛土等・土石堆積工事許可
・河川法第20条の承認又は同法第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を要する開発行為	河川管理者以外工事承認 河川区域内土石等採取許可 河川区域内工作物新築等許可 河川区域内土地掘削等許可 河川保全区域内行為許可 河川予定地内行為許可 河川保全立体区域内行為許可 河川予定立体区域内行為許可
・砂利採取法第16条の認可を要する開発行為	砂利採取計画認可
・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する開発行為	都市計画区域又は準都市計画区域内若しくは都市計画区域外における開発行為許可
・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出を要する開発行為	急傾斜地崩壊危険区域内における行為許可 急傾斜地崩壊危険区域内における行為届出
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の許可を要する開発行為	一般廃棄物処理施設設置許可 産業廃棄物処理施設設置許可

※伐採後に土地の利用を変更する場合は、伐採届を提出する場合でも、本条例による届出が必要。

条文	左記の許可手続等
・農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可を要する開発行為	農用地区域内における開発行為許可
・自然環境保全法第17条第1項ただし書若しくは第25条第4項の許可又は同条第9項若しくは第28条第1項の規定による届出を要する開発行為	原生自然環境保全地域内行為許可 特別地区内行為許可 特別地区内行為届出 普通地区内行為届出
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第4項の許可又は同条第8項若しくは第39条第1項の規定による届出を要する開発行為	管理地区区域内行為許可 管理地区区域内行為届出 監視地区区域内行為届出
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の許可を要する開発行為	特別警戒区域内の特定開発行為許可
・土壤汚染対策法第22条第1項の許可を要する開発行為	汚染土壌処理業許可
・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の許可を要する開発行為	特別保護地区区域内行為許可
・津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項の許可を要する開発行為	特別警戒区域内の特定開発行為許可
・静岡県文化財保護条例第12条第1項若しくは第33条第1項の許可又は同条例第13条第1項の規定による届出を要する開発行為	指定有形文化財現状変更許可 指定有形文化財修理届出 指定史跡名勝天然記念物現状変更許可
・静岡県立自然公園条例第10条第3項の認可、同条例第19条第4項の許可又は同条第5項後段若しくは第29条第1項の規定による届出を要する開発行為	公園事業の執行認可 特別地域内行為許可 特別地域内行為届出 普通地域内行為届出
・静岡県自然環境保全条例第13条第3項の許可又は同条第8項若しくは第15条第1項の規定による届出を要する開発行為	特別地区内行為許可 特別地区内行為届出 普通地区内行為届出
・静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項の規定による届出を要する開発行為	規制地域内における揚水設備の設置の届出
・静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項又は第9条第1項の許可を要する開発行為	砂防指定地内行為許可 砂防設備占用等許可
・静岡県希少野生動植物保護条例第22条第4項の許可又は同条第8項若しくは第24条第1項の規定による届出を要する開発行為	管理地区内における行為許可 管理地区内における行為届出 監視地区内における行為届出
・静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例第9条第1項の規定による届出を要する開発行為	盛土等の届出

表3 電柱、標識、柵、観測設備、消防設備

分類	内容	備考
電柱	・鉄筋コンクリート柱、木柱、鉄柱 (支柱、支線等を含む)	鉄塔を含まない
標識	・交通標識、警告標識等	広告看板を含まない
柵	・土地境界柵、防護柵、鳥獣害防止柵等	擁壁を含まない
観測設備	・気象観測設備、地震観測設備等	土質調査を目的としたボーリング調査又は地

		下水の観測に係る工作物の設置については、調査箇所、深さ、口径、仮設構造物の仕様等を示した資料を提示し、事前に届出要否を確認すること
消防設備	・望楼、警鐘台、水路、消火栓、防火水槽等	

表４ これらに類する軽易な工作物（例）

分類	内容
電柱に類するもの	・電線、弱電流電線 ・光ファイバーケーブル ・その他これらに類する架空線 (支持物(鉄塔を除く)及び軽易な付帯施設を含む)
標識に類するもの	・測量標 ・陸標 ・警報機
柵に類するもの	・擁壁（高さ 1.0m程度の軽易なものに限る） ・門扉 ・遮断機
観測設備に類するもの	・監視カメラ ・部外者又は動物等の侵入を検知するセンサー

※ 本表に掲げる工作物以外で、「これらに類する軽易な工作物」に該当すると認められる可能性のある工作物については、静岡県くらし・環境部環境局水資源課に対して、工作物の構造等を示した資料を提示し確認すること。

表５ 建物その他の工作物の補修その他の通常管理行為（例）

分類	内容
工作物の補修等	・自然現象、動物その他の外的要因により破損した工作物の原型復旧 ・施設の倒壊防止又は耐震補強
通常管理行為	・施設を管理するための立木竹の伐採又は移植 ・老朽化等により倒木の危険性がある立木の伐採 ・除伐若しくは倒木又は枯損した立木の伐採 ・こうぞ、みつまた及びかん木の伐採

※ 本表に掲げる行為以外で、「通常管理行為」に該当すると認められる可能性のある行為については、静岡県くらし・環境部環境局水資源課に対して、行為の態様等を示した資料を提示し確認すること。

第 18 条第 3 項～ 4 項 水源保全地域指定の際に着手している(しようとしている)場合

(第 3 項)

第 16 条第 1 項の規定による指定の際現に当該指定に係る水源保全地域内において開発行為を行っている場合においては、第 1 項の規定は、適用しない。

(第 4 項)

第 16 条第 1 項の規定による指定の日から起算して 2 月を経過する日までの間に当該指定に係る水源保全地域内において開発行為に着手しようとする場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「当該開発行為に着手しようとする日の 2 月前までに」とあるのは、「**あらかじめ**」とする。

1 第 16 条第 1 項の規定による指定の際現に当該指定に係る水源保全地域内において開発行為を行っている場合

- (1) 「第 16 条第 1 項の規定による指定」には、同条第 7 項の区域の変更を含む。
- (2) 「当該指定に係る水源保全地域内」には、区域の変更により新たに水源保全地域となった区域を含む。
- (3) 「現に開発行為を行っている場合」とは、条例第 18 条第 1 項の着手(p2)をした場合をいう。

2 第 16 条第 1 項の規定による指定の日から起算して 2 月を経過する日までの間

「2 月を経過する日」とは、2 月後の応当する日の前日をいう。2 月後の応当する日が存在しない場合は、その直前の日とする。なお、期間の末日が土日又は閉庁日であっても、その日までとする。

表 6 2 月を経過する日までの間の例

水源保全地域指定(変更)日	2 月を経過する日までの間
令和 5 年 12 月 1 日(金)	令和 5 年 12 月 1 日(金)から令和 6 年 1 月 31 日(水)まで
令和 5 年 12 月 5 日(火)	令和 5 年 12 月 5 日(火)から令和 6 年 2 月 4 日(日)まで
令和 5 年 11 月 2 日(水)	令和 5 年 11 月 2 日(水)から令和 6 年 1 月 1 日(月)まで
令和 6 年 7 月 31 日(水)	令和 6 年 7 月 31 日(水)から令和 6 年 9 月 30 日(月)まで

3 「あらかじめ」

通常、「当該土地売買等の開発行為に着手しようとする日の 2 月前までに」届け出なければならないが、水源保全地域の指定(変更)から 2 月を経過する日までの間に開発行為に着手しようとする場合は、2 月前までに届け出ることとはできないので、本項は、「**あらかじめ**」届け出ることとしている。いつまでに届け出れば「あらかじめ」届け出ることになるのかについては、表 7 に定めるとおりである。

表 7 水源保全地域指定(変更)から 2 月を経過する日までの間の開発行為の届出期限

水源保全地域指定(変更)日から 開発行為着手日までの日数 n 日(初日算入)	期限
n = 1 日	指定の日まで
n = 2 日以上 15 日以下	開発行為着手日の前日まで
n = 16 日以上	指定の日から起算して 15 日後まで

第 18 条第 5 項～第 6 項 届出後の手続、指導

(第 5 項)

知事は、第 1 項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その内容を関係市町の長に通知し、健全な水循環の保全の見地からの意見を求めるものとする。

(第 6 項)

知事は、前項に規定する関係市町の長の意見を勘案し、健全な水循環の保全のために特に必要があると認めるときは、第 1 項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る開発行為に関し必要な指導を行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(規則第 5 条第 10 項)

知事は、条例第 18 条第 1 項又は第 7 項の規定による届出があったときは、遅滞なく、開発区域の位置、開発行為の内容、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、第 4 項第 1 号に規定する概要書及び同項第 2 号に規定する計画書又は前項第 1 号に規定する概要書及び同項第 2 号に規定する計画書を当該公告の日から 15 日間公衆の縦覧に供するものとする。

(規則第 5 条第 11 項)

前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る開発区域の周辺地域の住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間の満了の日までに、知事に健全な水循環の保全の見地からの意見書を提出することができる。

(規則第 5 条第 12 項)

前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 開発区域の位置

1 開発区域の周辺地域の住民及び利害関係人

- (1) 周辺地域の住民とは、開発行為を行う区域の属する市町及び隣接する市町の住民をいう。
- (2) 利害関係人とは、開発行為を行う区域の土地に関係する者及び開発行為の影響を受ける可能性のある者をいう。

2 健全な水循環の見地からの意見書を提出することができる

- (1) 健全な水循環の保全の見地からの意見とは、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれているかどうかという観点からの意見である。
- (2) 意見書には、施行規則第 5 条第 12 項に規定する事項のほか、連絡先（電話番号や電子メールアドレス等）を記載する。
- (3) 提出する意見書の様式は任意とし、電子ファイル（ワード、エクセル等）の形式でもよい。

第 18 条第 7 項 届出内容に変更があった場合

第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る開発行為に着手する日までの間において同項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る開発行為に着手する日までに知事に届け出なければならない。

1 同項各号に掲げる事項に変更があったとき

届出書に記載した開発行為の内容を変更するとき（追加する、又は中止するとき）は、届け出なければならない。

ただし、開発行為の着手の年月日及び完了の年月日が届け出た予定年月日より遅くなる場合については、届け出なくてよいものとする。

2 届け出なければならない

- (1) 水源保全地域内開発行為変更届出書様式第 6 号を、着手する日までに提出する。

（規則第 5 条第 8 項）

条例第 17 条第 7 項の規定による届出は、水源保全地域内開発行為変更届出書（様式第 6 号）を提出して行うものとする。

- (2) 添付資料の内容に変更があった場合は、変更に係る資料を各 2 部添付する。

（規則第 4 条第 7 項）

前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を 2 部添付するものとする。

- (1) 水源保全地域内開発行為変更概要書（様式第 7 号）
- (2) 水源保全地域内開発行為に係る健全な水循環の保全措置変更計画書（様式第 8 号）
- (3) 第 4 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

- (3) 変更前と変更後の内容がわかるように記載する。（図面は変更箇所を明確に示すこと。）